

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業
(浜通り地域等における交流人口基盤整備事業)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村（以下「12市町村」という。）において交流人口の拡大を図ることを目的として、12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町（以下「15市町村」という。）への来訪者の呼び込みを企図している民間事業者等への事業促進に資するデータ収集・分析等の支援（以下「浜通り地域等における交流人口基盤整備事業」という。）を実施するため、被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領（20230403財福第8号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び実施方法)

第2条 浜通り地域等における交流人口基盤整備事業について、知事は、次の事項を委託により実施することができる。

(1) 12市町村内における交流人口の拡大に資する事業・施策（誘客関連事業や消費喚起を促進する事業、イベントやツアー事業）を企図している民間事業者等（同市町村内外の事業者）に対して、交流人口拡大に資する事業や施策に関する人流データ及び購買データ等の収集・分析等による伴走支援

※なお、いわき市・相馬市・新地町（以下「3市町」という。）における民間事業者等も支援対象とするが、3市町のいずれか又は複数を用意する事業であって、専ら3市町のみへの来訪者の呼び込みに繋がる事業を実施する民間事業者等である場合は、対象外とする。

(2) 15市町村の職員に対する、交流人口の拡大に資する事業の更なる効果促進に向けたデジタルリテラシー向上を図るための伴走支援

(3) (1)における支援対象事業者の選定に向けた事務局機能・支援事業者への進捗管理

(4) 自転車を活用した12市町村等への交流人口の拡大に資する調査・広報等業務

(委託の対象者)

第3条 第2条に基づき委託を行う場合、委託事業者の選定に当たっては、民間事業者等

であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有するものを相手方とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及び国又は福島県から指名停止措置等が講じられている事業者は、委託事業の対象者とはしない。

(委託契約の方法)

第4条 委託契約については、県の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約によるものとし、県の財務規則等に基づき契約するものとする。なお、契約書には、第2条第1号から第3号までに該当する事業については第1号から第4号までに掲げる事項を、同条第4号に該当する事業については第5号及び第6号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 民間事業者等への各種データ等を活用した具体的な支援内容
- (2) 観光コンテンツの魅力向上に繋がる地域の魅力発掘、磨き上げに向けた各種データ等を活用した具体的な支援内容
- (3) 収集・分析するデータの種類
- (4) 市町村職員等のデジタルリテラシー向上に向けた具体的な支援内容
- (5) 自転車を活用した12市町村等への交流人口の拡大に資するための調査内容及び調査方法
- (6) 自転車を活用した12市町村等への交流人口の拡大に資するための具体的な広報の取組内容

(状況報告等)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、事業の実施状況及び会計帳簿その他の関係書類の内容について報告を求め、調査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第6条 委託契約の相手方は、事業終了後に、委託事業についての実績報告を作成し、知事に提出しなければならない。

(委託金の確定等)

第7条 前条の規定により提出された実績報告書の内容について、その成果が契約に適合するかの検査を行い、適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した経費の証憑、帳簿等の調査により支払うべき委託金の額を確定し、委託契約の相手方に通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要する経費にかかる適正な支出額と委託金額のいずれか低い額とする。

(財産の取得の制限)

第8条 委託の相手方は、委託事業を実施するに当たり、所有する設備、機械・器具及び備品（以下「備品等」という。）を使用することを原則とするが、別途、備品等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応しなければならない。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 委託契約の相手方は、委託事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱の他、浜通り地域等における来訪者による消費促進事業の実施に関するその他必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。